

## 新型コロナウイルス関連情報

(9月28日(月))に発表されたオランダ政府による新たな措置等)

昨日28日(月)午後7時より、ルッテ首相及びデ・ヨンゲ保健・福祉・スポーツ大臣が記者会見し、新型コロナウイルス対策に関してオランダ国内でとられている措置について、足下の感染者数の増加等を踏まえ、本日29日(火)午後6時から有効となる新たな措置等について発表しました。

この発表に関連し、オランダ政府がホームページ上に具体的な内容を公表しておりますので、その概要について以下のとおりお知らせいたします。

なお、詳細については、

「<https://www.government.nl/latest/news/2020/09/28/additional-measures-to-combat-the-spread-of-coronavirus>」(英語)をご参照ください。

1 ルッテ首相及びデ・ヨンゲ保健・福祉・スポーツ大臣の記者会見において、接触機会を減らすための新たな措置が公表された。これは、新型コロナウイルス感染拡大を抑止するために必要な措置である。これらの全国的措置は、9月29日(火)午後6時から適用され、今後、向こう3週間は継続される。これらの措置は、社会経済を止めることなく、混雑に伴うリスクや社会的接触機会を減らすことを目的としている。

### 2 施設内でのルール

- (1) 厳に不可能な場合を除き、在宅勤務を継続すること。職場で感染が発生した場合、同事業所は14日間、閉鎖され得る。
- (2) 自宅や庭、バルコニーにおける訪問客は、3名までに制限される。本制限は、家族に加えて適用され、12歳以下の子供は、含まれない。
- (3) 自宅以外の施設内では、最大4名までグループ形成を行うことができる。12歳以下の子供は、含まれない。映画館やレストランでは、家族、又は、子供を除く最大4名までの予約が可能である。
- (4) 部屋ごとの最大人数は、30名までとなる。
- (5) 飲食施設は、午後9時まで開けることができ、午後10時には閉店する。
- (6) スポーツ施設に付属する飲食施設は閉鎖する。
- (7) 飲食業では、感染が発生した場合に備え、客に、保健所(GGD)による感染源・接触者調査のための連絡先等の登録を義務付ける。モニュメント、図書館、博物館など、人の流れ(出入り)のある施設内では、小売業や市場を除いて、客は、タイムスロットごとの予約を行う。これに関し、文化セクター等との協議が実施される。
- (8) 小売業や市場を除く人の流れ(出入り)のある施設に関して、治安・防災広域行政区域は、その施設との協議を通じ、表面積及び1.5メートルの距離の維持を考

慮に入れつつ、場所ごとに、一度に入場できる人数を決定する。

- (9) 小売業では、人々が、1.5メートルの距離を維持できるよう、入口での措置を行わなければならない。関係業界団体との協議により、地域の実情を踏まえ、大規模スーパーマーケットでは、1日あたり2回、1時間の高齢者や健康に影響を受けやすい人々向けの営業義務が課される。
- (10) 接触を伴う職業では、客に登録を求める。

### 3 屋外でのルール

- (1) 継続した人の流れ(出入り)がない屋外での活動については、最大40名までとなる。これには12歳以下の子供が含まれ、スタッフは含まれない。
- (2) 動物園や市場など、継続して人の流れ(出入り)がある屋外の場合、1平方メートル当たりの入場者数の基準が設定される。
- (3) スポーツ競技は、アマ・プロ問わず、無観客で行われる。
- (4) 可能な限り移動を制限することが求められる。

### 4 その他

- (1) 既存のプロトコルに対する厳格な遵守に関する業界団体との合意も行われる。
- (2) 保健所(GGD)は、老人介護施設に対して、追加の措置を通知する。これにより、健康に影響を受けやすい人々が守られることになる。これには、防護具、検査、接触、訪問に関する事項が含まれる。

### 5 例外

- (1) 施設内(最大30名)及び屋外(最大40名)の例外は以下のとおり。
  - 葬儀への参列者。
  - 組織、企業等の日々の活動を継続するために必要な施設内での会合は、独立したスペースごとに最大100名まで。
  - パブリックイベント法に規定されるデモ、会合、集会。
  - 宗教等。
  - 議会、市議会、州議会、水利管理委員会、これらの組織により設置された委員会及びその他、法律により必要とされる会議。
  - オランダ王国の領土内に設置された国際機関の会議、またはオランダ王国が加盟している条約の締約国会議。
  - 小売業、市場、図書館、博物館、モニュメント、動物園、遊園地、移動遊園地及び人の流れ(出入り)のある同様の集まりには、除外のための以下2つの条件が適用される。
    - ・ 小売業者は、人々が1.5メートルの距離を維持できるよう、入口での措置を行

わなければならない。そして、健康に影響を受けやすい人々向けの営業時間を導入しなければならない(セクタープロトコルにおいて詳細化等が行われる。)

・小売業や市場を除く人の流れ(出入り)のある施設との協議の上、治安・防災広域行政区域は、表面積及び1.5メートルの距離の維持を考慮に入れつつ、場所ごとに、一度に入場できる人数を決定する。

○教育・訓練施設、チャイルドケア。

○公共交通機関及びその他の商業旅客輸送(ツアーボート等は除く)。

○スポーツ施設。

○0歳から18歳までの若者向け団体(例:スカウティング、文化、芸術)。

○空港。

(2) 部屋ごと最大30名の例外は以下のとおり。

○治安・防災広域行政区域は、建物の重要性に応じて、免除を与えることができる。

(3) 最大4名までの集団形成の例外は以下のとおり。

○家族。

○13歳未満の子供。

○宗教等。

○パブリックイベント法に規定されるデモ、会合、集会。

○議会、市議会、州議会、水利管理委員会又はそれらの委員会。

○国際機関又は締約国団の会合。

○葬儀への参列者。

○文化部門における、演劇、ダンス、スポーツ、音楽を演じる者。

○職業、企業、団体。

○注: 学生及び児童は、教育の場で集団形成をするとみなさない。

(4) レストランの例外(午後9時までの入店、午後10時に閉店)は以下のとおり。

○空港のエアサイドにおける飲食施設。

(5) 接触を伴う職業の登録義務に係る例外は以下のとおり。

○登録義務により、職業の実施や安全、福祉が阻害される職業には適用しない。例えば、ヘルスケア提供者、取締官、捜査官などが該当する。

なお、本記者会見及び報道によれば、Amsterdam、Rotterdam-Rijnmond、Haaglanden、Brabant Zuidoost 地域の公共の室内の場所において、マスクの着用が強く勧められるとされております。小売業と飲食店には、マスクの着用を入場措置(規則)に取り入れるよう求めており、また、これらの措置は必須ではないとされておりますが、同地域の小売業者等は、マスクを着用していない訪問者を拒否する場合がありますとされております。詳細については、各自治体のホームページ等においてご確認ください。